



30府子字第138号
平成30年4月24日

府中市子ども・子育て審議会
会長 汐見 稔幸 様

府中市長 高野 律 雄

府中市子ども・子育て審議会への諮問について

府中市子ども・子育て審議会条例第3条に基づき、次のとおり諮問します。

- 1 府中市の子ども・子育て支援に関する計画（平成32年度～平成36年度）の策定について
- 2 府中市子どもの未来応援基本方針（仮称）の策定について
- 3 府中市における放課後子ども総合プランの推進について

諮問の趣旨

1 次期府中市子ども・子育て支援計画の策定について

国においては、子育てをめぐる様々な課題の解決のため、幼児期の学校教育・保育の提供、地域における子育て支援の充実、待機児童解消のための保育の量の拡大などをめざす子ども・子育て関連3法が平成24年8月に成立し、平成27年4月に施行されました。3法のうち子ども・子育て支援法では「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられています。

本市では、平成27年3月に「府中市子ども・子育て支援計画」を策定しました。本計画は、平成27年度から平成31年度までの5か年計画としており、現在も本計画に基づき、各施策を展開しています。平成32年度以降の子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に進めるため、府中市の子ども・子育て支援に関する計画（平成32年度～平成36年度）を策定します。策定にあたり、地域のニーズを把握し、様々な課題に総合的かつ計画的に対応していく必要があると考えます。

このことから、今年度、実施を予定している市民意向調査の分析内容を踏まえて、本市の子ども・子育て支援に関する計画について、児童福祉や教育など幅広い分野の立場からご論議いただきたく、府中市子ども・子育て審議会に諮問するものです。

2 府中市子どもの未来応援基本方針（仮称）の策定について

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に施行され、国や自治体において取り組みを進めることが、明記されました。

この法律において、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進する。」とされています。従来から、子どもを含む困窮家庭への様々な支援制度がありますが、子どもの視点からの総合的な施策の推進が求められているところです。

これを受け本市では、子どもの貧困対策に関する施策を総合的に進めるため、子どもの未来応援基本方針（仮称）を策定します。

このことから、今年度、実施を予定している子どもの生活に関する実態の調査、分析内容を踏まえて、本市の子どもの貧困対策に関する施策について児童福祉や教育など幅広い分野の立場からご論議いただきたく、府中市子ども・子育て審議会に諮問するものです。

3 府中市における放課後子ども総合プランの推進について

国の放課後子ども総合プランでは、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ（学童クラブ）及び放課後子供教室（放課後子ども教室）を同一の小中学校内等で実施する、一体型方式を中心とした整備等を計画的に進めることとしています。

本市では、市立小学校22校のうち21校において、両事業を一体型により実施しており、今後は、連携をより推進することが求められています。しかしながら、現在、学童クラブ指導員の人材確保をはじめとする様々な課題があり、解決に向けた取組が必要な状況となっています。

このことから、府中市における放課後子ども総合プランの推進にあたり、両事業の効果的な連携策について、課題を踏まえた幅広い視点でのご議論をいただきたく、府中市子ども・子育て審議会に諮問するものです。